平成２２年（フ）第１００号
青森市千富町１丁目２番12号　中野アパート３号
債務者　三好　千鳥
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
長野県飯田市馬場町１丁目７番地　村沢ビル303号
債務者　川井ネニタこと　カワイ　ネニタ　フォルテジャダ
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２４７号
名古屋市中村区鴨付町１丁目44番地　栄ビル501号
債務者　居酒屋かもんこと　渡邊　髙義
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７６号
愛知県春日井市稲口町２丁目４番地２　アムールソフィア204号
債務者　三浦　紀幸
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５号
広島県福山市明王台５丁目15番12号
債務者　今川　恵壮
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８号
熊本県玉名郡和水町久井原2025番地
債務者　益行　大介
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１０号
熊本県玉名市立願寺508番地小岱コーポラス101
債務者　岩村　正信
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１１号
熊本県玉名市繁根木101番地
債務者　堀田　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第５号
長崎県平戸市田平町福崎免946番地２
債務者　森　　一枝
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第６号
長崎県平戸市田平町福崎免946番地２
債務者　森　　良子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
長崎県松浦市福島町浅谷免370番地４　丸岩団地Ｃ202
債務者　林田　美紀
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２７６１号
福岡県太宰府市向佐野２丁目３番20―401号、開始決定時福岡県春日市白水ケ丘３丁目18番地
破産者　橋爪　欣一
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８５号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原728番地の２　トクツネⅢ402
破産者　高江洲　寛
1　決定年月日　平成22年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３１９６号
愛知県瀬戸市見付町77番地２、住民票上の住所名古屋市中区千代田３丁目10番２号　グッディ今村606号
破産者　長崎　公貴
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６６８号
福岡市城南区樋井川６丁目15番16号
破産者　川邉千惠子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７１号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野603番地12　クレール吉野101号
破産者　川口　智裕
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津1515番地21　昭和金属社員寮104号室
破産者　荒幡　俊充
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係